

福祉文教常任委員会議事録

(令和4年12月7日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和4年12月7日(水) 午前10時59分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 辻本 博之 副委員長 斧田 秀明
委員 建石 良明 西田いく子
藤井千代美 森田 忠彦
村井 浩二 辻本 馨
議長 山田 強
- 4 欠席委員 中村 直幸
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 健康福祉部長 子安 逸二
副町長 齋藤 健吾 教育次長 池田 貴則
教育長 勝良 憲治 秘書政策課長 西本 武史
政策総務部長 小角 孝彦 福祉介護課長 武部 勝浩
まちづくり推進部長 村上 正規 保険医療課長 松岡 健一
- 6 議会事務局 事務局 長 上田 周治 書記 山森 恵里
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
(1) 議案第53号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(2) 議案第54号 令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)

午前10時59分 開 会

○辻本（博）委員長 皆さん、予算常任委員会に続きまして、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は中村委員が欠席ですが、定足数は満たしておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託され、審議が残っております案件は、補正予算案件2件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

まず、議案第53号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○松岡保険医療課長 議案第53号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、内容のご説明を申し上げます。

令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算書第2号の1頁になります。

第1条第1項、予算の総額でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ65万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9千695万2千円とするものでございます。これは、令和4年度の保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定により補正を行うものでございます。

まず、歳出の内容でございますが、8頁、9頁になります。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、補正額65万9千円は、24節積立金で、歳入の繰入金のうち、国保財政の安定化を目的とする基盤安定繰入金の保険者支援分及び財政安定化支援事業繰入金を財政調整基金積立金として積み立てるものでございます。

次に、歳入でございます。6頁、7頁になります。

1款国民健康保険料、1項国民健康保険料、1目一般被保険者国民健康保険料、補正額270万1千円の減は、1節医療給付費分現年分で192万1千円、2節後期高齢者支援金分現年分で55万9千円、3節介護納付金分現年分で22万1千円をそれぞれ減額しております。これは、次に説明します保険基盤安定繰入金のうち、保険料軽減分相

当額を減額するものとなっております。

続きまして、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額336万円、1節保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）270万1千円は、ただいまご説明いたしました歳入の1款国民健康保険料に係るもので、繰入額の確定に伴い増額するものがございます。なお、繰入金の負担割合は、大阪府が4分の3、町が4分の1となっております。

また、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）も、保険料軽減分と同様に、繰入額が確定したことにより、61万2千円を増額するものがございます。また、負担割合でございますが、国が2分の1、府が4分の1、町が4分の1となっております。

5節財政安定化支援事業繰入金4万7千円は、国民健康保険被保険者のうち、60歳以上の加入割合に応じ、地方交付税により拠出されているものがございます。

令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容の説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○辻本（博）委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田副委員長 ただいま説明がありました内容についてなんですけれども、年々、保険料軽減分というのが増えていっていると思うんですけれども、苦しい世帯も増えてきているのでしょうか。

○松岡保険医療課長 年々、基盤安定の額が増えているということで、苦しい世帯が増えているのかというご質問でございます。

これにつきましては、3年度と比較しまして、被保険者数がかなり減少しているという状況にあります。それでもやっぱり軽減額が増加しているという状況でございます。これにつきましては、世帯の所得が二極化しているのかなというふうに分けております。

以上でございます。

○斧田副委員長 非常に、まだ局面というんですか、見極めていくというか、これからも大変だと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、続きまして、保険者支援分のほうはどうなっているのでしょうか。

○松岡保険医療課長 保険者支援分ですけれども、軽減の対象になる方1人の算定保険料につきまして、それに応じて交付されるものとなってございます。保険料の応益割に対応するものでございます。基金を活用して、今回、保険料についても上昇抑制を行っていますが、やはり保険料の引上げを受けて、保険者支援分についても若干増加しているという状況でございます。

○斧田副委員長 ありがとうございます。こういうふうな状況に応じた形で今回の補正が行われるということによろしいですね。

○松岡保険医療課長 それで結構です。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 今の斧田副委員長の質問と同じようなことを聞いているか分かりませんが、ここ最近、私の周りに、コロナの影響によって勤められていた会社を退職もしくは解雇というところのケースが何件か出てきていまして、やっぱりコロナ禍がこれだけ長引いたら、会社経営、今まで社会保険に加入されていた方が国保に加入するという話が何件かあります。その中で、やっぱり保険料の額を見て最初にびっくりされるのと、僕は、何かそういうコロナの退職のときというか、解雇されたというところの話で、「そういう減免措置なんかは何かあるのかな」とかよく聞かれるんですけど、その辺の窓口の対応と、もう一個、先ほども言っていたように、そういうふうなケースが増えてきているのか、あるのか、ないのか、そういうのをちょっと、現場の窓口のところの今の現状、感じられているところを教えてくださいませんか。

○松岡保険医療課長 今、手元でございますコロナ減免、当然、コロナウイルスにより会社を解雇された方になるんですけれども、内容的には、実際の世帯生計維持者の収入が前年度と比べて30%以上減少という内容でございますが、所得割に係るところで、死亡・重症になった場合は全額が免除されます。所得が300万円以下につきましても保険料が全額免除になると。所得割に係るところなんですけど、400万円以下が10分の8、550万円以下が10分の6減免されると。750万円以下については10分の4、1千万円以下については10分の2、1千万円を超える所得がある方については減免の対象にならないというような状況でございます。

件数と金額だけ、今、資料がございますので。平成31年度が4件で、金額的には35万9千円、令和2年度が28件で549万7千520円、令和3年度が23件で40

1万9千770円、令和4年度につきましては、これはちょっと古くて申し訳ないんですけど、8月末時点で13件、279万4千110円となっております。

以上です。

○**村井委員** レアなケースかも分からないんですけど、やはりコロナ禍の影響により、勤められていた会社が廃業なり、倒産なり、何かそういう影響があつて離職、解雇になるのかな。というのが、やっぱり月をまたいでしまうとか、まずその退職のところ、裁判まで行くとか、2、3か月かかるとか、そういう係争状態、もしくは裁判まで行かないけど、会社との間でやり取りがずっと続いてしまって、国保の月をまたいでしまう。10月の話が11月になったり、11月の話が12月でやっと出たとかいうところでね。その間のところも、収入がないまま、どっちだ、どっちだと言っていて、一応、それでは、解雇で離職、ハローワークに出しましたと。だけど、「もう12月の頭に入っていますね。そしたら、11月の分は減免なしですね」みたいなね。12月からは3割、30%ということになるのか、その辺もいろいろ個別のケースがあるのかも分からないんですけど、やっぱりそういうところの話が私の周りでもあるので、これから本当に困ったというところの話がやっぱり現場で、窓口でもあるかと思うので、その辺のところをやっぱり懇切丁寧、こうなりますよというところはしっかりと窓口で対応してもらような環境づくりが非常に重要だと思いますので、またその辺にも努めてもらいますようお願いしておきます。

○**辻本（博）委員長** ほかにございませんか。

○**西田委員** 保険料軽減分が増えたということで、私はやっぱり生活の苦しい人が増えたのかなと思ったんですが、先ほど何か二極化していると。二極というのはどういうことをおっしゃっているんですか。

○**松岡保険医療課長** 二極化の意味でございますけれども、1つは低所得者世帯、もう一つは軽減のかからない世帯という区分けでご説明をさせていただいたということでございます。

○**西田委員** それは、軽減のかかる世帯が全体的には増えている状況、世帯で見たら増えている状況にはないということなんですか。

○**松岡保険医療課長** 世帯につきましては、7割軽減がやはり増えております。逆に2割軽減については減っている。つまり、収入が少ない7割軽減のほうに世帯が移っているという状況にあるということで考えています。

○子安健康福祉部長 ただいま、苦しい世帯が増えているのかとの西田委員のご質問でございます。

件数につきましては、今、松岡課長のほうから話があったように、7割軽減が増えて、2割軽減が減っているというような説明もありました。この保険料軽減分の増減につきましては、確かに対象となる世帯の増減というところもございますし、制度自体が応益負担分、いわゆる均等割、平等割の部分に対して軽減をかけていくという制度になりますので、毎年毎年の保険料率、ここにも影響が出てまいります。したがって、今年度、令和4年度分の保険料につきましては、令和3年度に比べて数%上げさせていただいているという状況がありますので、仮に対象となる世帯数が同一であっても軽減額というのは増えてくるという状況がございます。そういったこともございますので、この辺の苦しい世帯が増えているのかというご質問のお答えに関しましては、もう少し世帯の所得、収入の状況であるとか対象人数、世帯数等々、分析を進めていかないと、正確なところは中々ご答弁しにくいというところがございます。

以上です。

○西田委員 それでいくと、同じであっても、保険料はどんどん上がっていく中で、どうしてもしんどくなっていく。給料というか、養う人が一緒に、そうだけど、保険料がどんどん上がっていくのはしんどくなっているということになるんですか。片一方で保険料が上がるんだもんね。それはやっぱり住民さんに対しては苦しさを与えているというか、苦しんでいるなどは認識していらっしゃるのでしょうか。

○松岡保険医療課長 原課としては認識しております。当然、今現在、大阪府等々の財政ワーキングに入っておりますので、その中で保険料の上昇について、できる限り可能な上限まで保険料を抑制するように努めてはおりますが、やはり医療の高度化等々、もしくは被保険者の加入の高齢化によりまして、実際、医療費につきましては増大していく傾向にあると。その中で、どうしても少ない被保険者で医療費を賄うというような状況がある中で、今後、やはり保険料についても若干上昇が見込まれると。そうになると、先ほど部長のほうからも説明がございましたように、応益割について、均等、平等になりますけど、その部分についても引き上げていかなければならない。ただ、その財源等々につきましては、まだ財政調整基金等が使えて抑制可能。6年度以降につきましては、統一後につきましては、もし保険料が急激に上がった際、これにつきましては、事業費納付金に不足が生じた場合については、まだ基金を財源として使える状況でございます。

ので、今後の状況を注視しながら進めていきたいというふうに考えております。

○西田委員 若干上がると感じるのか、うわっと思うのか、そこら辺の違いがあると思いますし、国保の努力は重々分かっているのですが、頑張っているんだけど、介護であったり、世の中の物価高であったり、給料が上がらないとか、年金が下がる中では、やっぱり出さないといけない保険料、こういう公共に対して払わないといけないのが増えているというのは住民さんが本当に苦労しているところですので、国であり、府であり、本当に現場の声を一番知っているのは現場の職員さんとは思いますので、そういうワーキングチームに入っているのでしたら、十分声を届けていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第53号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第53号、令和4年度太子町

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第54号、令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○武部福祉介護課長 それでは、議案第54号、令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。

令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算書の1頁をお開き願います。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5千170万3千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の8頁、9頁をお開き願います。

歳出から説明させていただきます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額179万3千円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出の自粛が続いたことで、介護予防・生活支援サービスの利用者が増加したことなどから、地域支援事業費における介護予防・生活支援サービス事業費のうち、通所介護相当サービス費を増額するものでございます。

3款地域支援事業費、4項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額1万4千円は、同様に介護予防・生活支援サービスの利用者が増加したことに伴い、審査支払手数料を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。6頁、7頁をご確認願います。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金、補正額41万3千円は、先ほど歳出でご説明いたしました地域支援事業費の増額に伴い、所定の法定割合に基づき計上するもので、地域支援事業交付金（総合事業）で36万2千円、同じく地域支援事業交付金（総合事業調整交付金）で5万1千円の増額補正となっております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、補正額48万8千円は、同じく所定の法定割合に基づき計上するものでございます。

5款府支出金、2項府補助金、1目地域支援事業交付金、補正額22万6千円は、これも同じく所定の法定割合に基づき計上するものでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金、補正額22万6千円は、同じく所定の法定割合に基づき計上するものでございます。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額45万4千円は、予算上、保険料の不足分を介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

以上で令和4年度介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容のご説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○辻本（博）委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 このサービスを使う方が、コロナで利用者が増加したということなんですけれども、これは、介護度で、どの介護、要介護1の人が多いか、そういう数字という

か、感じは出ているんですか。

○武部福祉介護課長 通所介護相当サービスにつきましては、旧の介護予防通所介護に相当するサービスでございます。要支援において、介護予防を目的として施設に通っていただいて、一定期間、入浴、排せつ、食事等の日常生活の支援、機能訓練などを行うサービスとなっております。

人数なんですけれども、やはり令和3年度から利用者数が増加しております。ちょっと細くなるんですけれども、令和4年度につきましては、要支援1・2の方、事業対象者も含めまして、4月で41名、それと、5月で50名。前年度の月に比べますと、5月で61.3%利用者が増えておる状況でございます。同じく令和4年度の6月で52人、前年度同月に比べますと62.5%利用者数増でございます。令和4年の7月につきましては49人ということで、伸び率としましては40%。8月は50人、前年度同月に比べると35.1%となっております。それと、最後9月ですが、39人ということで、令和3年度の同月に比べますと14.7%の増という形になってございます。

○西田委員 これは、やっぱり要支援にかかろうかなということなので、コロナのせいで、皆さん本当に楽しみにしている社協とかにやっぱり行けないということも影響しているんですか。

○武部福祉介護課長 この新型コロナウイルス感染症まん延に伴いまして、先ほど委員おっしゃっております町立総合福祉センターの閉館、それと、高齢者の地域における集いの場の活動休止などが続いたことで、これらの施設等の利用者を中心に介護予防サービスの利用者がやはり増加しているというところは見えてきております。

以上です。

○西田委員 この予防のほうに、もしかしたら要支援1・2も掘り出そうかなとしている中で、そういう事業者、受皿はたくさんあるんですか。

○武部福祉介護課長 要支援1・2について、総合事業に移行するというふうなお話も、今、国のほうで協議はされているかなというふうに思います。もちろん受皿につきましては、各事業所、対応のほうはしていただくというふうな形では聞いております。

以上です。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本(博)委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第54号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本(博)委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第54号、令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

午前11時27分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 辻 本 博 之